判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	9		担当課	医療対策課
法令名	保健師助産師看護師法施行令	根拠条項	第7条第2項	許認可等の 内容	准看護師免許証再交付	

(根拠規定)

保健師助産師看護師法施行令第7条

- 2 准看護師は、免許証を亡失し、又は損傷したときは、免許を与えた都道府県知事に免許証の再交付を申請することができる。(同条第 6 項により 就業地の都道府県知事を経由してすることができる。)
- 4 免許証を損傷した保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師が、第1項又は第2項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。
- 5 保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師は、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、5 日以内に、これを厚生労働大臣 又は免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

(許認可等の基準)

保健師助産師看護師法施行細則第3条

次の表の左欄に掲げる手続きは、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右	欄	
4	政令第7条第2項の規定による免許証の再交付の申請	准看護師免許証再交付申請書(様式第5		
		号)		

(その他)

愛媛県手数料条例第2条

別表1の表から6の表までの左欄に掲げる事務につき、これらの表の中欄に掲げる名称の手数料を、これらの表の右欄に定める金額によって徴収する。

14 保健師助産師看護師法施行令第7条第2	准看護師免許証再交付手数	4,100 円
項の規定に基づく准看護師免許証の再交付	料	